

これら幾重にも重なる手続きの不備は、市の行政責任を問われるべきものである。

然るに市長は、これら疑義ある金銭消費貸借契約に基づく金銭債権について、令和6年4月17日、松浦貯蓄共済協同組合及び同組合理事長以下5人の理事を相手とし、中小企業振興資金貸付金支払い請求に関する訴えの提起を長崎地方裁判所平戸支部に行っている。

しかも、今般、市長が専決処分により行った訴えの提起は、本来、地方自治法第96条第1項第12号に定められた議会の議決を必要とする事件である。

同法第180条第1項では議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、市長においてこれを専決処分とすることができるとしているが、これを拡大解釈したものであり議会としては到底容認できるものではない。

今日までの松浦貯蓄共済協同組合に対する市の対応については、多くの市民からも厳しい批判が寄せられている。よって、下記の事項により適切な対策を講じられるよう求める。

記

1. 松浦貯蓄共済協同組合の債権、債務を確定させることが、市の債権回収にも繋がることから、同組合に対して市が具体的速やかに支援すること。
2. 中小企業振興資金貸付金支払い請求に関する訴えの提起を市長の専決処分とした判断は、議会が到底容認できるものではない。したがって、速やかに取り下げべき事案であるため再考すること。

以上、決議する。

令和6年6月26日

長崎県松浦市議会